青

第二千三百四十七号

七月二日

平成十六年六月二十五日定例目次中..... 県営土地改良事業計画変更の決定..... 右 貸金業者の登録の取消し...... 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告..... 公有水面埋立て工事のしゅん功認可...... 正 公 告 目 誤 示 次 (総務学事課) ... (農村整備課) ... (商工政策課) ... 二 (県民生 同

示

青森県告示第四百八十一号

年七月十三日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二条第一項の規定によ ので、同条第二項の規定により告示する。 り、平成十六年六月二十五日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をした 公有水面埋立法 (大正十年法律第五十七号) 第二条第一項の規定により、平成十三

で佐井村役場に備え置いて閲覧に供される。 なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日ま

(

代表者の住所及び氏名

二 埋立区域 1 下北郡佐井村大字佐井字糠森二〇 佐井村長 太田健

位 置

下北郡佐井村大字佐井字磯谷二八〇番地二三から二七九番地四の地先公有水面

2 区域

有水面と陸地との境界線により囲まれた区域 点を結ぶ春分・秋分の日の満潮位 (TPプラス〇・六四二メートル) における公 次のAの地点からCの地点までを順次に直線で結んだ線及びAの地点とCの地

Aの地点 下北郡佐井村大字佐井字磯谷地内に設置された「四等三角点 (北緯四一度二三分三二・六九四秒、東経一四〇度五〇分四・二四三

秒) から一六度四一分四九秒一二六・三五八メートルの地点

Cの地点 Bの地点 Bの地点から八四度三一分二○秒二六・九九七メートルの地点 Aの地点から三五四度三一分二〇秒四八・一五四メートルの地点

八〇〇・〇二平方メートル

3

公

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定による設立認証

平成十六年七月二日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

下北郡佐井村大字佐井字糠森二〇 認可を受けた者の住所及び名称

佐井村

2

五

平成十六年七月二日

青森県知事 Ξ

村

平成十六年六月二十二日 申請のあった年月日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人シェルフォレスト川内

代表者の氏名

Ξ

瀬川 正

兀 主たる事務所の所在地

下北郡川内町大字川内字川内四七七

定款に記載された目的

興及びまちづくり事業などを行うことによって、人々の相互理解の向上と幸福の実 現に寄与することを目的とする。 を中心とした自然学校及びボランティア体験育成事業、文化、芸術、スポーツの振 この法人は川内町を中心とした下北半島のすばらしい自然環境の中で、大人、子 高齢者、障害者のすべての人々が時と所を共有し、学び、 遊び、交流すること

県

森

報

貸金業者の登録の取消し

青

より公告する。 規定により、 貸金業の規制等に関する法律 (昭和五十八年法律第三十二号) 第三十七条第 次のとおり貸金業者の登録を取り消したので、同法第四十一条の規定に 一項の

平成十六年七月二日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

商号 K. S商会

氏名 比内寛之

兀 登録番号 青森県知事 (三) 第〇一三一八号 主たる営業所の所在地 青森市沖館四丁目一五の一九

登録年月日 平成十五年二月二十日

六 五 登録の取消しの年月日 平成十六年六月二十四日

縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

Ξ

申 吾

七

適用条文

貸金業の規制等に関する法律第三十七条第一項第一

貸金業者の登録の取消し

より公告する。 規定により、次のとおり貸金業者の登録を取り消したので、同法第四十一条の規定に 貸金業の規制等に関する法律 (昭和五十八年法律第三十二号) 第三十七条第一項の

平成十六年七月二日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

商号 しま企画

氏名 庭鳥嶋保志

Ξ \equiv 主たる営業所の所在地 八戸市長根一丁目一六の一一

五 兀 登録年月日 平成十五年三月三十日 登録番号 青森県知事 (二) 第〇一四七一号

六 登録の取消しの年月日 平成十六年六月二十四日

適用条文(貸金業の規制等に関する法律第三十七条第一項第一

号

県営土地改良事業計画変更の決定

第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、 小泊地区の県営土地改良事業 (中山間地域総合整備事業) 計画を変更したので、同条 に供する。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十七条の三第一項の規定により、 次のとおり縦覧

平成十六年七月二日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

_ 縦覧の期間

平成十六年七月五日から同年八月二日まで

縦覧の場所

小泊村役場

第二三四四号平成二や六三	発行年月日
目	X
次	分
_	ページ
上	段
ら後 ろか	行
農村振興課	誤
農村整備課	Œ

総 務 学 事 課 正

誤

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東奥印刷株式会社青森市第二問屋町三丁目 |番七七号 |(印刷所・販売人)

| 定価小口一枚二付十五円一銭|| 毎週月・水・金曜日発行

(養 発 森行 市市